



平成 29 年 1 月 20 日

各 位

会社名 日本水産株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 細見 典男
コード番号 1332
問合せ先 経営企画 IR 室長 根本 喜一
(TEL. 03-6206-7037)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正を行い、その内容を開示いたしました。

これに伴い金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 97 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

第 98 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

第 99 期 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

第 100 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

第 101 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は_____を付して表示しております。

(1) 第 97 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開

示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、米国会計基準又は国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が計上しているのれん等について、連結決算手続上、規則的に償却しているが、上記の会計処理に係わる税効果会計の適用の誤りが判明した。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成28年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計の検証手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌事業年度以降となったためである。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計等の特殊な会計処理に関する連結決算プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針である。

(2) 第98期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、米国会計基準又は国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が計上しているのれん等について、連結決算手続上、規則的に償却しているが、上記の会計処理に係わる税効果会計の適用の誤りが判明した。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成28年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計の検証手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌事業年度以降となったためである。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計等の特殊な会計処理に関する連結決算プロセスの整備・運用の更なる

強化を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針である。

(3) 第99期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、米国会計基準又は国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が計上しているのれん等について、連結決算手続上、定期的に償却しているが、上記の会計処理に係わる税効果会計の適用の誤りが判明した。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成28年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計の検証手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌事業年度以降となったためである。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計等の特殊な会計処理に関する連結決算プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針である。

(4) 第100期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、米国会計基準又は国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が計上しているのれん等について、連結決算手続上、定期的に償却しているが、上記の会計処理に係わる税効果会計の適用の誤りが判明した。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成28年3月期ま

での有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計の検証手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌事業年度以降となったためである。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計等の特殊な会計処理に関する連結決算プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針である。

(5) 第101期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、米国会計基準又は国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が計上しているのれん等について、連結決算手続上、規則的に償却しているが、上記の会計処理に係わる税効果会計の適用の誤りが判明した。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成28年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計の検証手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌事業年度以降となったためである。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計等の特殊な会計処理に関する連結決算プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針である。

以上